

発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2024年11月25日
【発行者の名称】	テクロ株式会社 (Techro Corp.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 天野 央登
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区神宮前1-5-8 神宮前タワービルディング12階
【電話番号】	(050)5435-6253
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 福西 翔子
【担当F-A d v i s e rの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当F-A d v i s e rの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当F-A d v i s e rの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当F-A d v i s e rの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2101
【取引所金融商品市場等に関する事項】	当社は、当社普通株式を2024年12月16日にFukuoka PRO Marketへ上場する予定であります。 上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。 また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	テクロ株式会社 https://techro.co.jp/ 証券会員制法人福岡証券取引所 https://www.fse.or.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 Fukuoka PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、Fukuoka PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 Fukuoka PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、Fukuoka PRO Marketにおいては、F-Adviserが重要な役割を担います。Fukuoka PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するF-Adviserを選任する必要があります。F-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、福岡証券取引所のホームページ等に掲げられるFukuoka PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 福岡証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第6期	第7期	第8期
決算年月		2022年6月	2023年6月	2024年6月
売上高	(千円)	62,880	113,598	126,029
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	△6,431	6,878	△6,784
当期純利益又は当期純損失(△)	(千円)	△5,549	6,560	△6,776
純資産額	(千円)	△5,341	8,841	2,065
総資産額	(千円)	26,217	38,692	62,861
1株当たり純資産額	(円)	△5.24	8.58	2.00
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	(円)	△5.44	6.41	△6.57
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	△20.4	22.9	3.3
自己資本利益率	(%)	—	374.9	—
株価収益率	(倍)	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	9,521	921
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	△11,440	△251
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	2,404	22,005
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	—	14,146	36,821
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	— (63)	3 (100)	7 (133)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、また、第6期及び第8期は1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4. 自己資本利益率については、第6期は当期純損失であり、また、期中平均自己資本がマイナスであるため、第8期は当期純損失であるため記載しておりません。

5. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。

6. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
7. 第6期はキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
8. 従業員数（契約社員を含む。）は就業人員であり、臨時雇用者数（業務委託社員、アルバイト、人材会社からの派遣社員を含む。）は、期中の平均人員を（ ）外数で記載しております。
9. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第8期（2023年7月1日から2024年6月30日まで）の財務諸表について監査法人コスモスの監査を受けておりますが、第6期及び第7期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
10. 2023年3月25日付で普通株式1株につき20,000株の株式分割を行いました。第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

2【沿革】

当社は、代表取締役社長である天野央登によって2016年10月に設立され、留学情報を掲載するWebメディアの運営を行ってまいりました。その後、コンテンツマーケティングの知見を活かし、2019年1月より当社の現在の主要事業であるマーケティングDX事業を開始しました。

設立から現在に至るまでの経緯は、次のとおりであります。

年月	事項
2016年10月	千葉県船橋市にて合同会社イニシャルを創業
2018年7月	資本金51万円で株式会社に組織変更、商号をテクロ株式会社に変更 本社を東京都渋谷区道玄坂に移転
2018年11月	留学経験者のためのWebサイト「Globby」の運営開始
2019年1月	伴走型マーケティングDXのサービス開始
2020年8月	本社を東京都渋谷区松濤に移転
2023年3月	BtoB特化型eラーニングサービス「マーケブル」をリリース
2023年6月	本社を東京都渋谷区神宮前に移転

3【事業の内容】

当社は、「モノづくりから、コトづくりへ 繋げよう企業から世界」という経営理念のもと、BtoB企業に特化した伴走型のマーケティング DX（注1）事業を展開しております。当社がマーケティング施策を代行する実働型支援や、マーケティングの内製化支援を行っており、BtoB 企業の抱えるマーケティングに関する課題解決に向けたサービスを提供しております。継続して課題抽出や、施策の検討・実行・改善を行うことで、マーケティングの成果を最大限に発揮できると考えており、長期的な関係を構築することが可能な一定の契約期間を設けた継続取引を中心に事業を展開しております。

なお、当社はマーケティング DX 事業の単一セグメントであるため、サービス別に記載をしております。

（1）実働型支援

実働型支援では、マーケティング DX の施策を戦略から実行まで一貫して行うことで、リード（注2）獲得から育成までの支援を提供しております。一貫してサービスを提供することにより、顧客企業における、マーケティング専門部署がない、専門的な知識を持った人材が少ないといった課題を解決するとともに、リード獲得・育成のための有効な施策を実行することで商談化率や成約率、売上の向上に貢献してまいります。なお、具体的なサービスの内容は以下のとおりであります。

①オウンドメディア運用代行

主にコンテンツマーケティング（注3）や SEO 対策（注4）をもとに顧客企業の特徴や強みを活かしたオウンドメディアの構築・運用を行うことで、Web 上でのリード獲得を継続的に進める仕組み作りを支援しております。

オウンドメディアの運用には戦略設計から記事や配布資料の制作、サイトの分析・改善まで多岐にわたる業務が発生しますが、当社の専属コンサルタントが一貫して担当することにより、顧客企業は大幅に時間を削減することが可能となります。また、Web サイトの拡充による PV 数（注5）の増加だけでなく、問い合わせ数の増加までつながるような改善策の検討・実行までサポートすることにより、リード獲得を支援しております。業界経験者による監修やファクトチェックの体制も整えており、業界用語や専門用語が使われることの多い BtoB 企業のマーケティングを包括的に支援することが可能となっております。

導入事例

**PV25倍！コンテンツマーケティングで
サイト価値を高め営業に有効活用**

株式会社サムシングファン様 坂本直樹 様

テクロさんに依頼する前は、私たちのマーケティングはオフラインの手法に非常に偏っている状態でした。テクロさんに依頼後はWebサイトへのトラフィックが激増しました。加えてテクロさんのサービスを受ける中で、私たち自身がSEOやコンテンツマーケティングなどの文脈において非常に役立つ知識や経験を得られました。このように成果が目に見えて現れているのは非常に嬉しいことであり、自社の知見になったことでも満足しています。

月間ページビュー
1.5万→132万PV

月間資料ダウンロード数
0件→168件

©2024 Techro, Inc. All rights Reserved

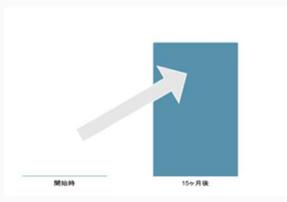
導入事例

**サイト流入数4.75倍！
オウンドメディアで新たなターゲットへの認知拡大**

株式会社アジャイルウェア様 川端光義 様

Lychee Redline

広告に頼ったWebマーケティングをしていたため、広告に頼らない方法で新規リードを増やしたいという思いがありました。Webマーケティング施策を実行後、全体的に検索順位が上位に。サイト流入数は4.75倍に増加しており、テクロさんにお願する前は月約4,000ユーザーだったのが、週で4,000ユーザーも流入しています。何よりも弊社製品のビックキーワードの「ガントチャート」でサイト表示が21倍になるという結果を得られました。

月間ページビュー
313→8.6万PV

サービス利用者数
1件→118件

開始時 15ヶ月後

©2024 Techro, Inc. All rights Reserved

②メールマガジン・MA（マーケティングオートメーション）ツール（注6）運用代行

主にメールマガジンやMA ツールの実装・運用やコンテンツ制作により、既存リードへのアプローチを行い、商談へつなげるためのリード育成支援を行っております。ツールの選定・導入からメールマガジンの作成まで当社で一貫して支援をすることにより、人手不足等によりこれまでアプローチできていなかった過去のリード育成につながり、商談数を増加させることが可能となります。また、検討度合いの高いリードを抽出・営業担当者へ情報を連携する仕組みを構築することで、売上向上や業務効率化につながる支援を提供しております。

(2) 内製化支援

内製化支援では、顧客企業のマーケティング内製化を目指し、マーケティング人材の育成支援やコンサルティングサービスを提供しております。なお、具体的なサービスの内容は以下のとおりであります。

①MARKABLE

MARKABLE（マーケブル）は、「自立したマーケティングチーム」を生み出すことを目指した、BtoBマーケティング特化型のeラーニングサービスであります。効率的かつ体系的にBtoBマーケティングの知識を習得し、社内のマーケティング知識を底上げすることにより、顧客企業における将来的なマーケティングの内製化を可能とする支援しております。当社がBtoBマーケティング支援により培ったノウハウを活かして作成したレッスンを習熟度に応じたコースで用意しており、また、当社コンサルタントとのディスカッション等の実践型レッスンにて理解度を深めることにより、学んだ知識をすぐに業務で活用しやすいコンテンツを提供しております。

また、オプションプランとして、顧客企業ごとの具体的なマーケティング施策について相談可能なマーケティングコンサルティングサービスも提供しております。

以上の説明を事業系統図によって示すと次のようになります。



〈用語解説〉

番号	用語	意味・内容
(注1)	DX	デジタルトランスフォーメーションの略語で、企業がビッグデータやAIなどのデジタル技術を活用して、業務プロセスやビジネスモデル、企業文化等を改革し、競争上の優位性を高めることであります。
(注2)	リード	マーケティング分野において、企業の商品・サービスに興味を持っており、将来的に購入が予測される見込み顧客のことです。
(注3)	コンテンツマーケティング	ユーザーにとって価値のあるコンテンツ（記事や動画等）を発信し、見込み顧客を醸成することで購買へつなげるマーケティング手法であります。
(注4)	SEO対策	検索エンジン最適化の略語で、Web ページを検索エンジンの上位に表示させユーザーの流入を増やす施策のことです。
(注5)	PV数	ページビュー数の略語で、ユーザーが Web ページを閲覧した回数のことです。
(注6)	マーケティングオートメーションツール	見込み顧客の獲得から育成、商談に至るまでのマーケティング活動を自動化し、効率化するためのツールであります。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2024年6月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
7 (133)	40.7	1.4	3,430

- (注) 1. 従業員数（契約社員を含む。）は就業人員であり、臨時雇用者数（業務委託社員、アルバイト、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
3. 最近1年間において、従業員数が4名増加しております。これは主に事業の拡大に伴う採用の増加によるものです。
4. 当社はマーケティング DX 事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当社は、「モノづくりから、コトづくりへ 繋げよう企業から世界」という経営理念のもと、BtoB企業に特化した伴走型のマーケティングDX事業を展開しております。当社がマーケティング施策を代行する実働型支援や、マーケティングの内製化支援を行っており、BtoB企業の抱えるマーケティングに関する課題解決に向けたサービスを提供しております。

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対する行動制限の解除や雇用・所得環境の改善等の下で緩やかな回復基調となりました。一方、原材料価格・エネルギー価格の高騰や為替相場の変動等により、依然として先行きの不透明な状況が続いております。

当社の事業に関連するマーケティングDX業界においては、新型コロナウイルス感染症の拡大以降続いている、営業活動のデジタル化やITツールを活用した業務効率化といったユーザーのデジタルシフトを背景に、従来マーケティングDXに対して積極的に投資を実施してきた大企業に加え、中小企業による導入も進み、市場拡大が続いております。

このような経済状況のもとで、当社は、実働型支援において新規顧客の獲得及びカスタマーサクセスの充実による既存顧客の満足度向上に注力し、契約社数を伸ばしました。また、前事業年度より開始した新サービスであるeラーニングシステム「マーケブル」の成長により、更なる事業の拡大を図りました。一方で、人員体制の強化による人件費の増加等により、販売費及び一般管理費が増加いたしました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高126,029千円（前事業年度比10.9%増）、営業損失8,616千円（前事業年度は1,742千円の営業損失）、経常損失6,784千円（前事業年度は6,878千円の経常利益）、当期純損失6,776千円（前事業年度は6,560千円の当期純利益）となりました。

なお、当社はマーケティングDX事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末と比較して22,674千円増加し、36,821千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は921千円（前事業年度は9,521千円の獲得）となりました。これは主に、税引前当期純損失の計上6,784千円、売上債権の増加額4,410千円、未払消費税等の増加額3,428千円、未払費用の増加額2,951千円、未払金の増加額2,596千円、減価償却費の計上2,426千円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は251千円（前事業年度は11,440千円の使用）となりました。これは、有形固定資産の取得による支出231千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は22,005千円（前事業年度は2,404千円の獲得）となりました。これは、長期借入れによる収入39,000千円、長期借入金の返済による支出16,995千円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社が提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

(2) 受注状況

当社が提供するサービスの性格上、受注状況の記載になじまないため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績を示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	前年同期比 (%)
マーケティングDX事業 (千円)	126,029	110.9
合計 (千円)	126,029	110.9

(注) 1. 当社はマーケティング DX 事業の単一セグメントであります。

2. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度		当事業年度	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
株式会社法学館	12,000	10.6	—	—
株式会社ワイズマン	—	—	13,200	10.5

3 【対処すべき課題】

当社が対処すべき主な課題は、以下のとおりであります

(1) サービス品質の維持・向上

当社がサービスを提供するマーケティング DX 事業は、競合企業との競争が激化しており、また、技術の進展が速い領域となっております。そのような中で当社が成長していくためには、サービスの品質向上により競争優位性を確保することが重要であると考えております。品質管理体制の整備や従業員への教育・研修体制の充実・強化、業界動向の情報収集等により、サービス品質の持続的な維持・向上に努めてまいります。

(2) 優秀な人材の確保と定着

当社が、今後更なる成長を実現するためには、高付加価値のサービスを提供できる人材を継続的に確保していくことが重要であると考えております。そのためにも、採用活動を継続するとともに、従業員への教育・研修体制の充実・強化を図り、生産性の向上に努めてまいります。また、業務委託社員との綿密なコミュニケーションにより一層の関係強化を図ってまいります。

(3) 安定した収益の確保

当社は、持続的な成長を実現するためには、安定した収益基盤の確保が重要であると考えております。当社では、一定の契約期間を定めた取引が中心となっており、契約の継続率を高めることにより安定した収益を確保することが可能となります。そのため、提供するサービスの品質向上や顧客ニーズの適切な把握により、新規顧客の獲得及び既存顧客との継続的な関係強化に努めてまいります。

(4) コーポレート・ガバナンスの強化

当社が事業環境の変化に適応しつつ、持続的な企業価値向上を実現するためには、コーポレート・ガバナンスの強化が重要であると考えております。こうした認識のもと、迅速で合理的な意思決定及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。また、企業経営のリスクに対応するための内部統制システムにつきましても、適切な運用を行うとともに継続的な整備、改善を図ってまいります。

(5) 情報セキュリティ体制の強化

当社は、顧客との取引を行うにあたり、顧客情報、個人情報及び営業機密等の機密情報を取り扱う機会があり、情報セキュリティ体制を継続的に強化していくことが重要であると考えております。そのため当社では、社内ネットワークや情報機器に適切なセキュリティ手段を採用することにより不正アクセスや情報漏洩等の回避に努めるとともに、社内規程の整備や機密情報管理に関する社内教育の徹底に努め、情報セキュリティ体制の充実・強化に継続的に取り組んでまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 事業環境に関するリスク

①マーケティング DX 市場の動向について

当社が事業を展開するマーケティング DX 市場とりわけ BtoB マーケティング、リードジェネレーションの市場規模は、インターネット広告市場の成長や政府によるデジタル人材育成・DX 支援を受けて市場規模が拡大しております。しかしながら、インターネット広告市場やインターネット広告市場で展開するマーケティング DX 事業は、一般的に景気変動や企業のマーケティング戦略の変化等による影響を受けやすい傾向にあるため、急激に景気が悪化した場合には、当社の事業活動及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

②技術革新について

当社の事業領域であるマーケティング DX に関連する技術革新の進展や顧客ニーズの変化は速く、新たなサービスの開発が活発に行われています。こうした状況に対応するため当社では、最新技術や業界動向等の情報収集に日常的に努めておりますが、これらの変化に適切な対応ができない場合には、当社の競争力が低下し、当社の事業活動及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③法的規制について

現時点において、マーケティング DX 事業における直接的な法的規制又は業界の自主規制はありませんが、顧客の事業内容等により「不当景品類及び不当表示防止法」や「医薬品、医療 機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」等の規制を受ける可能性があります。当社は、運用代行する顧客の制作物が各種法規制に抵触することを避けるため、社内における確認や業界経験者による監修、必要に応じた外部専門家への相談体制を整えております。しかしながら、今後、法令等の改正や新たな法令等の制定が行われ既存の法令等の解釈に変更が生じたり、法令等に準ずる位置づけで業界の自主規制が制定され、その遵守を要請される場合には、当社の事業活動及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④競合について

当社が事業を展開するマーケティング DX 市場とりわけ BtoB マーケティング、リードジェネレーションの市場は、市場規模の拡大に伴い競争が激化しております。当社は、BtoB 企業向けに特化した高い専門性や知見を有しており、また、顧客のニーズに合わせたきめ細かなサービスの提供により、サービスの品質や競争優位性の維持・向上に努めております。しかしながら、今後、当社が競合他社との差別化、優位性の確保に十分な対応ができない場合には、新規契約数の鈍化や既存契約先の解約数の増加等が発生し、当社の事業活動及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容に関するリスク

①システムトラブルについて

当社は、インターネット環境を介して、顧客にサービスを提供しております。安定的なサービス提供のため当社では、システム強化策やセキュリティ強化に取り組んでおりますが、ソフトウェアの不具合、自然災害、停電、新たなコンピュータウイルスへの感染、システムの脆弱性への攻撃等の事態により、当社の設備又はネットワークに障害が発生した場合には、一定期間サービスの停止を余儀なくされ、当社の事業活動及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

②債権回収について

当社の主な顧客層は中堅・中小企業であり、顧客との取引開始の前に与信調査を行い、取引期間中も定期的に与信調査を行っております。しかしながら、経済情勢の変化等により、経営基盤の脆弱な顧客において急速に経営状況が悪化する場合も考えられます。このような場合には、売上債権の回収が遅延するほか、回収不能になる可能性があり、当社の事業活動及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③解約について

当社は、継続取引を中心に事業を展開しており、安定した収益基盤の確立に努めております。解約数を一定水準に抑えることにより安定した収益を見込んでおりますが、今後、競争力の低下や、トラブル等の何らかの要因により想定を超える解約が生じた場合には、当社の事業活動及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④特定の取引先への依存について

当社の売上について、販売比率(当事業年度における売上高全体に占める割合)が10%以上となっている取引先があり、売上高に占める特定の取引先への依存度が高くなっております。当社では、特定の取引先への依存による業績に対する影響を緩和するため、積極的な営業活動による新規顧客の獲得等を通じて、営業基盤の拡大に努めております。しかしながら、当該特定の取引先における経営方針や業績の変化等によって、契約が想定外に短期間で終了した場合や、取引先の意向により取引規模縮小等の契約変更を余儀なくされた場合には、当社の事業活動及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 事業体制に関するリスク

①特定人物への依存について

当社の代表取締役社長である天野央登は、当社の創業者であるとともに大株主であり、経営方針や事業戦略の決定及び遂行において重要な役割を果たしております。当社では、同氏に過度に依存しない体制をつくるため、幹部職員の拡充、育成及び権限委譲による分業体制の構築等により経営体制の強化を図っております。しかしながら、何らかの理由により同氏の職務遂行が困難となった場合には、当社の事業活動及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

②人材の確保及び育成について

当社は、事業の持続的な成長を実現するためには、高付加価値のサービスを提供できる人材を確保することが必要であると考えており、採用活動を継続するとともに、従業員への教育・研修体制の充実・強化を図り、全社的な生産性の向上や人材の定着に努めております。しかしながら、必要な人材の確保及び育成が計画どおり進まない場合には、競争力の低下や事業拡大の制約要因が生じる可能性があり、当社の事業活動及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③業務委託について

当社は、専門性の高い人材を確保する目的で、多数の業務委託社員にコンテンツの制作やサービス提供の委託を行っております。綿密なコミュニケーションを通じて状況を把握し、関係の強化を図っておりますが、今後、何らかの理由により業務委託契約の継続が困難となり必要なリソースの確保ができない場合には、当社の事業活動及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④内部管理体制について

当社は、小規模な組織となっており、現在の人員構成における最適と考えられる内部管理体制や業務執行体制を構築しております。今後の事業運営及び事業拡大に対応するため、内部管理体制について一層の充実・強化を図る必要があると認識しておりますが、必要な人材の確保や、事業規模に適した効率的かつ効果的な内部管理体制の構築に遅れが生じた場合、当社の事業活動及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤情報管理体制について

当社では、事業遂行上、顧客の機密情報や個人情報を入力し取扱う機会があり、これらの情報資産を保護するため、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証の取得及び文書管理規程等の社内規程・マニュアルを定め、情報管理を徹底しております。しかしながら、不測の事態により情報漏洩等の事故が発生した場合には、当社の信用失墜や損害賠償等による予期せぬ費用が発生し、当社の事業活動及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥訴訟について

当社は、現段階において業績に重大な影響を及ぼす訴訟・紛争には関与しておりません。しかしながら、当社が事業活動を行うなかで、顧客等から当社が提供するサービスの不備、個人情報の漏洩等により訴訟を受けた場合には、当社の社会的信用が毀損され、事業活動及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦配当政策について

当社は、財務体質の強化と持続的な成長のための投資に備えた内部留保の充実の両立を図るため、創業以来、配当を実施しておりませんが、株主還元を適切に行っていくことが重要であると認識しております。今後、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。当面は無配当の方針を継続する予定であり、現時点においては配当実施の可能性及びその時期等は未定であります。

(4) F-Adviser との契約について

当社は、証券会員制法人福岡証券取引所が運営を行っております証券市場 Fukuoka PRO Market に上場予定です。当社では、フィリップ証券株式会社を担当 F-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2024年10月1日にフィリップ証券株式会社との間で、担当 F-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、Fukuoka PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 F-Adviser を確保できない場合、当社株式は Fukuoka PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<F-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株式会社（以下「乙」という）は F-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間に、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表

している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び、b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当

でない」と認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する）の日
 - (a) Fukuoka PRO Market の上場株券等
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通投資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でない」と乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でない」と判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を証券会員制法人福岡証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を 1 株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が Fukuoka PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは証券会員制法人福岡証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<F-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除する

ことができる。

2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を証券会員制法人福岡証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当事業年度末における流動資産の残高は 54,323 千円となり、前事業年度末に比べ 26,496 千円増加いたしました。これは、主に現金及び預金が 22,674 千円、売掛金が 4,410 千円増加したことによるものであります。固定資産は 8,538 千円となり、前事業年度末に比べ 2,327 千円減少いたしました。これは、主にソフトウェアが 2,250 千円減少したことによるものであります。

この結果、総資産は 62,861 千円となり、前事業年度末に比べ 24,169 千円増加いたしました。

(負債)

当事業年度末における流動負債の残高は 27,533 千円となり、前事業年度末に比べ 12,497 千円増加いたしました。これは、主に1年内返済予定の長期借入金が 3,557 千円、未払消費税等が 3,428 千円、未払費用が 2,951 千円、未払金が 2,596 千円増加したことによるものであります。固定負債は 33,263 千円となり、前事業年度末に比べ 18,448 千円増加いたしました。これは、長期借入金が 18,448 千円増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は 60,796 千円となり、前事業年度末に比べ 30,945 千円増加いたしました。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は 2,065 千円となり、前事業年度末に比べ 6,776 千円減少いたしました。これは、当期純損失 6,776 千円の計上によるものであります。

この結果、自己資本比率は 3.3%（前事業年度末は 22.9%）となりました。

(3) 経営成績の分析

「1 【業績等の概要】 (1) 業績」に記載しております。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1 【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

(5) 運転資本

上場予定日(2024年12月16日)から12か月間の運転資本は、自己資金及び借入による資金調達が可能であることから十分であると認識しております。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について

「3 【対処すべき課題】」に記載しております。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度において実施した設備投資は事業用設備の取得 231 千円であります。なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社はマーケティング DX 事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

2024年10月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
		工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都渋谷区)	事務所設備、サービス提供システム等	173	8,062	8,235	7 (133)

(注) 1. 従業員数(契約社員を含む。)は就業人員であり、臨時雇用者数(業務委託社員、アルバイト、人材会社からの派遣社員を含む。)は、期中の平均人員を()外数で記載しております。

2. 本社事務所を賃借しており、年間賃借料は1,145千円であります。

3. 当社はマーケティング DX 事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2024年6月30日)	公表日現在発行数(株) (2024年11月25日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,000,000	2,969,110	1,030,890	1,030,890	非上場	単元株式数 100株
計	4,000,000	2,969,110	1,030,890	1,030,890		—

(注) 2024年9月25日開催の取締役会決議により、発行可能株式総数は196,000,000株減少し、4,000,000株となっております。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2023年3月25日 (注) 1.	1,019,949	1,020,000	—	510	—	—
2023年3月28日 (注) 2.	10,890	1,030,890	3,811	4,321	3,811	3,811

(注) 1. 株式分割(1:20,000)によるものであります。

2. 有償第三者割当による新株の発行(デット・エクイティ・スワップ)であります。

発行価格 700円

資本組入額 350円

割当先 金山 靖昌

(6) 【所有者別状況】

2024年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	1	2	—
所有株式数(単元)	—	—	—	10,200	—	—	108	10,308	90
所有株式数の割合(%)	—	—	—	99.0	—	—	1.0	100	—

(注) 2024年9月25日付で定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

(7) 【大株主の状況】

「第三部【株式公開情報】 第3【株主の状況】」に記載のとおりであります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,030,800	10,308	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 90	—	—
発行済株式総数	1,030,890	—	—
総株主の議決権	—	10,308	—

(注) 2024年9月25日付で定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主還元を適切に行っていくことが重要であると認識しており、剰余金の配当については、内部留保とのバランスを考慮しながら適切な配当を実施していくことを基本方針としております。

このことから、創業以来配当は行っておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。内部留保につきましては、財務体質の強化や持続的な成長のための投資等に充当してまいります。今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

なお、当社は、年1回の期末配当を行うことを基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会であります。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5【役員状況】

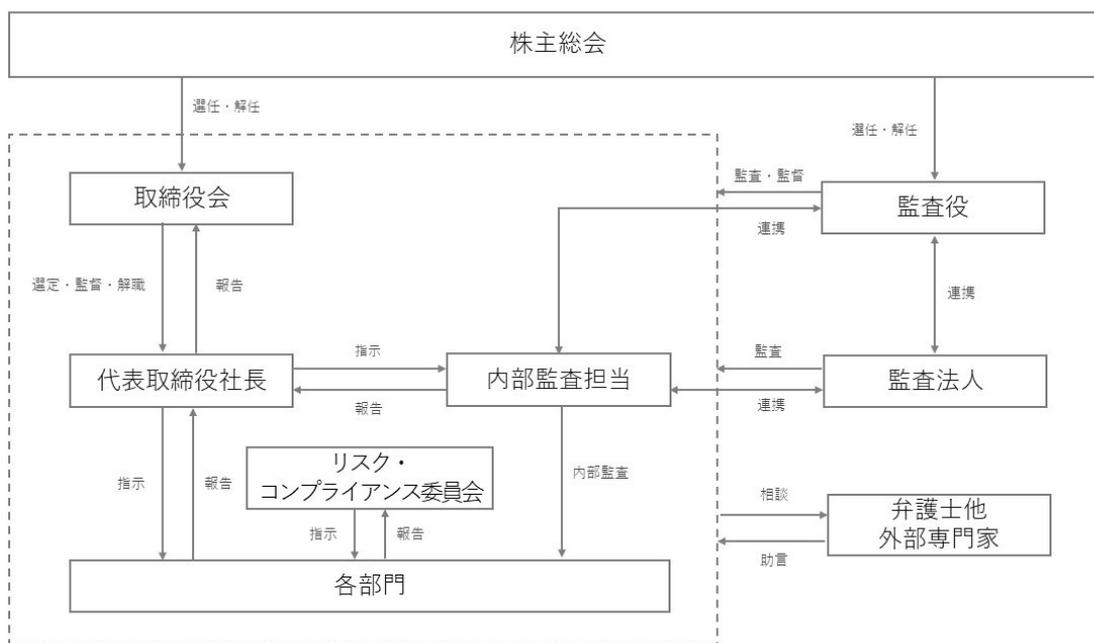
男性4名 女性1名 (役員のうち女性の比率20.0%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有 株式数 (株)
代表 取締役	社長	天野 央登	1995年 5月6日生	2016年10月 2018年7月	合同会社イニシャル (現当社) 設立 代表社員 当社代表取締役社長 (現任)	(注)1	(注)3	1,020,000 (注)4
取締役	経営企画 ・財務部長	森川 裕次	1992年 11月17日生	2016年9月 2017年3月 2020年8月	株式会社CHグループ入社 株式会社ウェイビー入社 当社取締役 経営企画・財務部 長 (現任)	(注)1	(注)3	—
取締役	管理部長	福西 翔子	1992年 1月5日生	2016年4月 2018年6月 2018年10月 2022年4月	株式会社ユニバーサルコインズ 入社 Kredo IT Abroad inc. 入社 同社 管理部長 当社取締役 管理部長 (現任)	(注)1	(注)3	—
取締役	—	四辻 弘樹	1986年 8月21日生	2011年4月 2016年10月 2018年10月 2019年1月 2021年1月 2022年1月 2022年4月	SMBC日興証券株式会社入社 みずほ証券株式会社入社 株式会社イッティ入社 CSO テモナ株式会社入社 社長室室 長CSO 株式会社ゼロ・パートナーズ 代表取締役 ZERO株式会社設立 代表取締役 (現任) 当社取締役 (現任)	(注)1	(注)3	—
監査役	—	落合 康裕	1973年 4月2日生	1997年4月 2008年10月 2014年4月 2018年4月 2022年4月	大和証券株式会社入社 大和証券エスエムビーシー株式 会社 (現大和証券株式会社) 入 社 日本経済大学 准教授 静岡県立大学 教授 (現任) 当社監査役 (現任)	(注)2	(注)3	—
計								1,020,000

- (注) 1. 取締役の任期は、2024年6月期に係る定時株主総会終結の時から2026年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
2. 監査役の任期は、2024年6月期に係る定時株主総会終結の時から2028年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 2024年6月期における役員報酬の総額は15,720千円を支給しております。
4. 天野 央登が所有する資産管理会社と合算した株式数であります。
5. 取締役四辻 弘樹は、社外取締役であります。
6. 監査役落合 康裕は、社外監査役であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、全てのステークホルダーと信頼関係を構築し、企業価値の持続的な向上を実現するために、コーポレート・ガバナンスの強化が経営上の重要課題の一つとして認識しております。経営と業務執行における透明性の確保及び法令遵守の徹底を進めるとともに、迅速で合理的な意思決定及び業務執行の効率化を推進していくこととしております。このような取り組みを進めていくなかで、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいります。

②会社の機関の内容

イ. 取締役会

当社の取締役会は、4名の取締役（うち社外取締役1名）で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ロ. 監査役

当社の監査役は、社外監査役1名となっております。

監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

ハ. 会計監査

当社は、監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお2024年6月期において監

査を執行した公認会計士は新開智之氏、寺島洋希氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士3名その他1名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

ニ. リスク・コンプライアンス委員会

当社のリスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役社長を委員長とし、各本部から選任された委員、社外監査役及び内部監査担当者から構成され、主にコンプライアンス及びリスク管理に係る方針、施策の策定や運営状況等に関する事項について議論・報告しております。本委員会は年に1回開催することとしており、必要に応じて臨時で開催されます。

③内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④内部監査及び監査役の状況

当社の内部監査は、代表取締役社長直轄の内部監査担当者が、内部監査を実施しております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より、代表取締役社長に対し報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。また、内部監査担当者は、監査役、会計監査人と定期的に三様監査会を行い、監査に必要な情報について共有を図っております。

また監査役は、内部監査担当者より内部監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役社長及び会計監査人と定期的に意見交換を行い、取締役会出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有を図り、監査役監査の実効性を高めることとしております。

⑤リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥社外取締役及び社外監査役の状況

当社の社外取締役は1名及び社外監査役は1名を選任しております。社外取締役は、社内取締役に対する監督、見識に基づく経営への助言を通じ、取締役会の透明性を担っており、また社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。

社外取締役四辻弘樹氏及び社外監査役落合康裕氏は、当社との間には人的関係、資本的关系、または、取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑦役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役(社外取締役を除く)	15,000	15,000	—	—	3
監査役(社外監査役を除く)	—	—	—	—	—
社外役員	720	720	—	—	2

⑧取締役及び監査役の定数

当社の取締役は5名以内、監査役は3名以内とする旨を定款で定めております。

⑨取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑩社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑪株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	6,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度)

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当事業年度（2023年7月1日から2024年6月30日まで）の財務諸表について、監査法人コスモスにより監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年6月30日)	当事業年度 (2024年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	14,146	36,821
売掛金	8,726	13,136
前払費用	1,972	2,051
前渡金	1,747	1,650
未収入金	1,292	663
貸倒引当金	△58	—
流動資産合計	27,826	54,323
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品（純額）	※ 118	※ 173
有形固定資産合計	118	173
無形固定資産		
ソフトウェア	10,312	8,062
無形固定資産合計	10,312	8,062
投資その他の資産		
長期前払費用	231	—
繰延税金資産	14	92
差入保証金	190	210
投資その他の資産合計	435	302
固定資産合計	10,866	8,538
資産合計	38,692	62,861

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年6月30日)	当事業年度 (2024年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	3,730	3,884
1年内返済予定の長期借入金	3,372	6,929
未払金	2,246	4,842
未払費用	3,866	6,817
未払法人税等	332	70
未払消費税等	866	4,295
預り金	621	693
流動負債合計	15,036	27,533
固定負債		
長期借入金	14,815	33,263
固定負債合計	14,815	33,263
負債合計	29,851	60,796
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,321	4,321
資本剰余金		
資本準備金	3,811	3,811
資本剰余金合計	3,811	3,811
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	708	△6,067
利益剰余金合計	708	△6,067
株主資本合計	8,841	2,065
純資産合計	8,841	2,065
負債純資産合計	38,692	62,861

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
売上高	※ ¹ 113,598	※ ¹ 126,029
売上原価	46,474	44,246
売上総利益	67,124	81,783
販売費及び一般管理費	※ ² 68,866	※ ² 90,399
営業損失(△)	△1,742	△8,616
営業外収益		
補助金収入	7,500	1,773
助成金収入	1,285	580
その他	115	63
営業外収益合計	8,900	2,417
営業外費用		
支払利息	233	191
その他	44	392
営業外費用合計	278	584
経常利益又は経常損失(△)	6,878	△6,784
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	6,878	△6,784
法人税、住民税及び事業税	332	70
法人税等調整額	△14	△77
法人税等合計	318	△7
当期純利益又は当期純損失(△)	6,560	△6,776

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)		当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 経費					
外注費		45,117	97.1	41,620	94.1
その他		1,357	2.9	2,625	5.9
当期売上原価		46,474	100.0	44,246	100.0

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	510	—	—	△5,851	△5,851	△5,341	△5,341
当期変動額							
新株の発行	3,811	3,811	3,811			7,623	7,623
当期純利益				6,560	6,560	6,560	6,560
当期変動額合計	3,811	3,811	3,811	6,560	6,560	14,183	14,183
当期末残高	4,321	3,811	3,811	708	708	8,841	8,841

当事業年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	4,321	3,811	3,811	708	708	8,841	8,841
当期変動額							
当期純損失 (△)				△6,776	△6,776	△6,776	△6,776
当期変動額合計	—	—	—	△6,776	△6,776	△6,776	△6,776
当期末残高	4,321	3,811	3,811	△6,067	△6,067	2,065	2,065

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	6,878	△6,784
減価償却費	1,055	2,426
貸倒引当の増減額 (△は減少)	58	△58
補助金収入	△7,500	△1,773
助成金収入	△1,285	△580
支払利息	278	191
売上債権の増減額 (△は増加)	1,943	△4,410
前払費用の増減額 (△は増加)	△1,215	△79
前渡金の増減額 (△は増加)	△1,458	97
未収入金の増減額 (△は増加)	△1,085	628
長期前払費用の増減額 (△は増加)	165	231
仕入債務の増減額 (△は減少)	1,209	153
未払金の増減額 (△は減少)	△611	2,596
未払費用の増減額 (△は減少)	2,828	2,951
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△11	3,428
その他	131	71
小計	1,382	△908
利息の支払額	△576	△191
法人税等の支払額	△70	△332
補助金の受取額	7,500	1,773
助成金の受取額	1,285	580
その他	0	0
営業活動によるキャッシュ・フロー	9,521	921
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	—	△231
無形固定資産の取得による支出	△11,250	—
敷金及び保証金の差入による支出	△190	△20
投資活動によるキャッシュ・フロー	△11,440	△251
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入による収入	5,000	39,000
長期借入金の返済による支出	△2,719	△16,995
社債の償還による支出	△7,500	—
株式の発行による収入	7,623	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,404	22,005
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	485	22,674
現金及び現金同等物の期首残高	13,661	14,146
現金及び現金同等物の期末残高	* 14,146	* 36,821

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品 4年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社の展開するマーケティング DX 事業は、マーケティング施策の運用代行を行う実働型支援や、内製化支援のサービスを提供しております。このうち実働型支援の大部分及び内製化支援サービスは、顧客との契約期間にわたり継続して役務の提供を行うことで履行義務を充足するものであるため、契約期間にわたり収益を認識しております。また、実働型支援の一部においては、顧客からの発注に基づき制作した成果物を納品し、顧客が検収した時点で履行義務を充足したものとして収益を認識しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	14	92

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産については、将来の事業計画に基づく課税所得を合理的に見積り、回収可能性があるとは判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。

将来において課税所得の見積りの基礎となる事業環境等の変化により、課税所得の見積りに変化が生じた場合は、翌事業年度の財務諸表に影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
有形固定資産	118	173
無形固定資産	10,312	8,062
減損損失	—	—

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、単一の事業を営んでおり、管理会計上の区分及び投資の意思決定は事業全体で行っていることから、全社を最小の単位としてグルーピングをしております。

減損の兆候があると認められる資産又は資産グループについては、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定し、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上いたしますが、前事業年度及び当事業年度において減損損失は認識しておりません。

割引前将来キャッシュ・フローは将来の事業計画に基づいて見積られますが、当該事業計画の策定の前提となる重要な仮定には、新規顧客の獲得数や既存顧客の継続率等が含まれます。当該見積り及び仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合は、翌事業年度の財務諸表に影響を与える可能性があります。

(貸借対照表関係)

※ 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年6月30日)	当事業年度 (2024年6月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	693千円	869千円

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しております。顧客との契約から生じる収益に金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度43%、当事業年度43%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度57%、当事業年度57%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
役員報酬	12,360千円	15,720千円
給料手当	6,710	24,010
外注費	13,233	11,667
支払報酬料	4,057	14,552
減価償却費	118	176
貸倒引当金繰入額	58	△58

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1. 2	51	1,030,839	—	1,030,890
合計	51	1,030,839	—	1,030,890
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

- (注) 1. 当社は、2023年3月25日付で普通株式1株につき20,000株の割合で株式分割を行っております。
2. 普通株式の発行済株式総数の増加1,030,839株は、株式分割による増加1,019,949株、有償第三者割当による新株の発行(デット・エクイティ・スワップ)10,890株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,030,890	—	—	1,030,890
合計	1,030,890	—	—	1,030,890
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
現金及び預金勘定	14,146千円	36,821千円
現金及び現金同等物	14,146	36,821

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金は主に運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で8年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である売掛金等については、経常的に発生しており、担当者が所定の手続きに従い、取引先の信用状況を定期的にモニタリングするとともに、取引先ごとに債権回収の状況を管理することにより、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

該当事項はありません。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

買掛金及び未払金等については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」は現金であること、及び短時間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前事業年度（2023年6月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金（1年内返済予定を含む）	18,187	18,086	△100
負債計	18,187	18,086	△100

当事業年度（2024年6月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金（1年内返済予定を含む）	40,192	39,549	△642
負債計	40,192	39,549	△642

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度 (2023年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	14,146	—	—	—
売掛金	8,726	—	—	—
未収入金	1,292	—	—	—
合計	24,165	—	—	—

当事業年度 (2024年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	36,821	—	—	—
売掛金	13,136	—	—	—
未収入金	663	—	—	—
合計	50,621	—	—	—

2. 長期借入金の決算日後の返済予定額
前事業年度 (2023年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金 (1年内返済 予定を含む)	3,372	3,372	3,372	3,236	1,511	3,324
合計	3,372	3,372	3,372	3,236	1,511	3,324

当事業年度 (2024年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金 (1年内返済 予定を含む)	6,929	6,696	6,696	5,651	5,230	8,990
合計	6,929	6,696	6,696	5,651	5,230	8,990

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前事業年度 (2023年6月30日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	—	18,086	—	18,086
負債計	—	18,086	—	18,086

当事業年度 (2024年6月30日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	—	39,549	—	39,549
負債計	—	39,549	—	39,549

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金 (1年内返済予定を含む)

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を元に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年6月30日)	当事業年度 (2024年6月30日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金 (注) 2	—千円	2,160千円
その他	14	9
繰延税金資産小計	14	2,169
評価性引当額 (注) 1、2	—	△2,077
繰延税金資産合計	14	92
繰延税金負債合計	—	—
繰延税金資産の純額	14	92

(注) 1. 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の増加により、評価性引当額が2,077千円増加しています。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度 (2023年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度（2024年6月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損 金 ※1	2,160	—	—	—	—	—	2,160
評価性引当額	2,077	—	—	—	—	—	2,077
繰延税金資産	82	—	—	—	—	—	※2 82

※1. 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は、将来の課税所得が見込まれることから一部を回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目

	前事業年度 (2023年6月30日)	当事業年度 (2024年6月30日)
法定実効税率 (調整)	21.36%	—
住民税均等割	1.02	—
中小企業経営強化税制による税額控除	△0.61	—
評価性引当額の増減	△17.03	—
その他	△0.11	—
税効果会計適用後の法人税等の負担率	4.63	—

(注) 当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

(単位：千円)

	マーケティング DX 事業
一時点で移転される財又はサービス	2,406
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	111,192
顧客との契約から生じる収益	113,598
その他の収益	—
外部顧客への売上高	113,598

当事業年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

(単位：千円)

	マーケティング DX 事業
一時点で移転される財又はサービス	3,000
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	123,029
顧客との契約から生じる収益	126,029
その他の収益	—
外部顧客への売上高	126,029

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「注記事項（重要な会計方針） 3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	10,670	8,726
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	8,726	13,136
契約資産(期首残高)	—	—
契約資産(期末残高)	—	—
契約負債(期首残高)	—	—
契約負債(期末残高)	—	—

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社は、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、マーケティング DX 事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度 (自 2022 年 7 月 1 日 至 2023 年 6 月 30 日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高 (千円)	関連するセグメント名
株式会社法学館	34,363	マーケティングDX事業

当事業年度 (自 2023 年 7 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高 (千円)	関連するセグメント名
株式会社ワイズマン	13,200	マーケティングDX事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度 (自 2022 年 7 月 1 日 至 2023 年 6 月 30 日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2023 年 7 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

財務諸表提出会社の役員

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内 容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員	天野 央登	—	—	当社代表 取締役社長	(被所有) 間接 98.9	債務被保証	債務被保証 (注)	4,535	—	—

(注) 当社の金融機関からの借入に対して、債務保証を受けております。債務被保証の取引金額については、期末残高を記載しております。なお、代表取締役社長天野央登への保証料の支払は行っておりません。

当事業年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

財務諸表提出会社の役員

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内 容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員	天野 央登	—	—	当社代表 取締役社長	(被所有) 間接 98.9	債務被保証	債務被保証 (注)	3,512	—	—

(注) 当社の金融機関からの借入に対して、債務保証を受けております。債務被保証の取引金額については、期末残高を記載しております。なお、代表取締役社長天野央登への保証料の支払は行っておりません。また、当該債務被保証については、2024年9月に解消しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
1株当たり純資産額	8.58円	2.00円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	6.41円	△6.57円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、また、当事業年度は1株当たり当期純損失であるため記載していません。
2. 2023年3月25日付で、普通株式1株につき20,000株の割合で株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	6,560	△6,776
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	6,560	△6,776
普通株式の期中平均株式数(株)	1,023,351	1,030,890

(重要な後発事象)

(単元株制度の採用)

2024年9月25日開催の定時株主総会の決議に基づき、単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
工具、器具及び備品	811	231	—	1,042	869	176	173
有形固定資産計	811	231	—	1,042	869	176	173
無形固定資産							
ソフトウェア	11,250	—	—	11,250	3,187	2,250	8,062
無形固定資産計	11,250	—	—	11,250	3,187	2,250	8,062

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定 の長期借入金	3,372	6,929	0.7	—
長期借入金 (1年以内に返済予 定のものを除く)	14,815	33,263	0.7	2025年～2032年
合計	18,187	40,192	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）の決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	6,696	6,696	5,651	5,230

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	58	—	—	58	—

(注) 「当期減少額（その他）」は、戻入による減少であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

1 流動資産

①現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
普通預金	36,821
合計	36,821

②売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
大興電子通信株式会社	1,540
株式会社TIMERS	1,430
株式会社ワイズマン	1,210
NTT印刷株式会社	825
株式会社JAFメディアワークス	825
その他	7,306
合計	13,136

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{366}$
8,726	138,632	134,222	13,136	91.1	29

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

2 流動負債

①買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
柴田真帆	235
坂野瑠璃	141
関根弘葵	140
山藤寛司	125
下田平遊海	120
その他	3,122
合計	3,884

②未払金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
RX Japan株式会社	1,650
American Express International, Inc.	1,511
株式会社UPSIDER	658
日本年金機構	649
全国健康保険協会	373
合計	4,842

③未払費用

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社リブ	1,755
日本年金機構	675
全国健康保険協会	373
東京労働局	215
NTT印刷株式会社	121
その他	3,677
合計	6,817

2 固定負債

①長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社日本政策金融公庫	36,680
株式会社りそな銀行	3,512
合計	40,192

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年7月1日から翌年6月30日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	6月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	12月31日、6月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号 株式会社SMB C信託銀行
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号 株式会社SMB C信託銀行
取次所	—
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号 株式会社SMB C信託銀行
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号 株式会社SMB C信託銀行
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL https://techro.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移 動 年月日	移動前 所有者の 氏名 又は名称	移動前 所有者の 住所	移動前 所有者の 発行者と の関係等	移動後 所有者の 氏名 又は名称	移動後 所有者の 住所	移動後 所有者の 発行者と の関係等	移動 株数 (株)	価格 (単価) (円)	移動理由
2023 年 3 月 28 日	—	—	—	金山 靖昌	奈良県 橿原市	特別利害関 係者等 (大 株主上位 10 名) (注) 3	10,890	7,623,000 (700) (注) 4	デット・エ クイティ・ スワップに よる割当

- (注) 1. 当社は、Fukuoka PRO Market への上場を予定しております。証券会員制法人福岡証券取引所（以下、「同取引所」という。）が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 115 条及び同規程施行規則第 106 条の規定において、当社は上場日から 5 年間、新規上場申請日の直前事業年度（上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が決算期日の翌日から定時株主総会までの間に当たる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいう）の末日（2024 年 6 月 30 日）から起算して 2 年前（2022 年 7 月 1 日）から上場日の前日までの期間において、特別利害関係者等が当社の発行する株式若しくは新株予約権の譲受け若しくは譲渡（上場前の募集、売出し、特定投資家向け取得勧誘及び特定投資家向け売付け勧誘等を除き、新株予約権の行使を含む）を行っている場合には、それらの状況に係る記載内容についての記録を保存するものとされております。
2. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位 10 名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 8 項に規定する有価証券関連業を行う者に限る）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
3. 当該移動により、特別利害関係者等（大株主上位 10 名）となりました。
4. 移動価格は、当事者間での協議の上決定した価格であります。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式
発行年月日	2023年3月28日
種類	普通株式
発行数	10,890株
発行価格	700円(注)2
資本組入額	350円
発行価額の総額	7,623,000円
資本組入額の総額	3,811,500円
発行方法	第三者割当
保有期間等に関する確約	—

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第107条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当を行っている場合（上場前の公募等による場合を除く）には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は新規上場申請者の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、2024年6月30日であります。
2. 発行価格は、当事者間での協議の上決定した価格であります。

2【取得者の概況】

株式

取得者の 氏名又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び事業 の内容等	割当株数 (株)	価格（単価） (円)	取得者と 発行者との関係
金山 靖昌	奈良県橿原市	会社役員	10,890	7,623,000 (700)	特別利害関係者 等（大株主上位 10名）

(注) 金山靖昌は、当該第三者割当増資により、特別利害関係者等（大株主上位10名）となりました。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
ギャラリー株式会社(注) 1、2	東京都渋谷区神宮前6丁目2番4号 桑野ビル2階	1,020,000	98.94
金山 靖昌(注) 2	奈良県橿原市	10,890	1.06
計	—	1,030,890	100.00

- (注) 1. 特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)
 2. 特別利害関係者等(大株主上位10名)
 3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2024年11月21日

テクロ株式会社
取締役会 御中

監査法人 コスモス
愛知県名古屋市中

代表社員 公認会計士
業務執行社員

新聞 智之

業務執行社員 公認会計士

寺島 洋希

監査意見

当監査法人は、証券会員制法人福岡証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているテクロ株式会社の2023年7月1日から2024年6月30日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、テクロ株式会社の2024年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2023年6月30日をもって終了した前事業年度の財務諸表は監査されていない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。